

## 清代珠江デルタの地域社会 香山県のばあい(下)

西川 喜久子 \*

Local Societies in the Pearl River Delta during the Qing (清) Period  
A Study of Xiangshan-xian (香山県)

Kikuko Nishikawa \*

*Received October 27, 2000*

はじめに

香山県の沿革

地域経済

宗族と郷紳

(1) 概況 (以上, 第22号)

(2) 大欖都 (第23号)

(3) 県城・良字都・隆都・得能都

(4) 谷字都・四字都・大字都

(5) 恭常都・黄梁都・黄旗都

おわりに (以上, 本号)

宗族と郷紳

(3) 県城・良字都・隆都・得能都

良字都・隆都・得能都は県城周辺にあって、県城を取り巻く形で西と東に位置しており、この3都に拠点をおく有力宗族はそれぞれ族人の一部が県城にも居住しているため、県城を含めて一つの圏域として扱うこととする。

香山県城(別称鉄城)は、南宋紹興二十二年(1152)立県後、香山島北部の石岐に香山鎮(当時は東莞県)寨官であった陳天覚主導のもとで建設された。費用は公費のほかに、陳天覚が穀数千石、鄭廷拳・廷輔兄弟(谷字都橋頭村、後出西山派鄭氏の族人であろう)が同じく穀数千石を提供したのを始め、全県の資産家と漁場・塩場などから糧米の寄付を募って完成した。当時、県城(仁厚坊または仁都)一帯には陳天覚一族のほか、鄭・高・梁・毛・馬の諸宗族が

---

\* 外国語学部  
Faculty of Foreign Languages

住んでいたというが、<sup>(39)</sup> 民国『統志』、氏族によると、清末民国初期、丁口数が多いのは義門鄭氏の10000人を筆頭に、蓮塘（南湖）鄭氏、高氏、麻洲李氏がいずれも7000人で2位に並び、南関楊氏が2000人でそれに次いでいる。明清時代、科挙合格者を多く出しているのは、黄・李・楊・鄭の4姓である。以下、この4姓についてみていきたい。

## 黄氏

民国『統志』、氏族には、県城の黄氏として、黄憲昭を始祖とする仁厚坊の黄氏と、これとは別宗の麻洲街の黄氏（始遷祖を異にする3派がある）が挙がっている。

仁厚坊の黄氏は後述する黄佐の一族で、『黄氏家乗』（道光二十七年・1847の序、跋を付す）及び『黄氏家乗続編』（光緒三十一年・1905刊）がある。『家乗』によると黄氏は、憲昭の玄孫にあたる泗（字惟清、号源遠）が明初、香山県に遷居した。泗については、「明初香山著名富翁、経営農業及糧食貿易」<sup>(40)</sup>とある。その子瑜（字廷美、号雙槐）が挙人（景泰七年・1456、仁厚坊籍）となり広東省長楽県知県に任じた後、広東省城に定住した。瑜の孫が佐（字才伯、号泰泉居士、諡文裕）である。佐は省城承宣里に生まれ、正徳十五年（1520）、香山県仁厚坊籍で進士に合格、翰林院編修、広西督学、南京国子監祭酒、詹事府少詹事兼翰林院侍読学士などを経て、退任後は、省城の東、禺山に居して読書と著述に励んだ。<sup>(41)</sup>

黄氏は3世で老長房と老二房に分かれ、さらに4世で、老長房は3支派に老二房は2支派に分支しており、泗は老長房長子支派二房の房祖である。泗の次子瑜が上述のとおり省城に遷居して以後、黄一族の中心は香山県城から省城に移ったが、佐（文裕公）の次子 在素（文裕公二房）が嘉靖三十四年（1555）挙人に及第して後、紹統（文裕公三房）が乾隆二十四年（1759）挙人（仁都籍）になるまで200年間、仁厚坊（仁都）籍の黄姓の科挙合格者は出ていない<sup>(42)</sup>。泗を房祖とする支房即ち老長房長子支派二房（佐の文裕公房もこれに属する）を除く他の分支分房はほとんどすべて明末清初頃他県に移住するか、「失派」消滅するなどして『家乗』から消えている。『家乗』には、泗の末子が「居香山別爲一支」とあるが、10世～11世で絶えている。また、佐の長子 在中（文裕公長房）が、雍正年間（1723～1735）に「遷回香山」<sup>(43)</sup>とあるが、この房からめぼしい人物は出ておらず、民国『統志』、氏族に「由憲昭至今歴二十一代、族丁百余」とあることから、黄氏の香山県における影響力はほとんどなくなっていたと推測される。道光『県志』刊行に際しての「城内勸簽値事」4名中に黄姓は含まれておらず、「僉助」(寄付者)計99名中に黄姓は4名含まれているのみである。文裕公二房と三房は省城泰泉旧里に定住している。上述乾隆年間の挙人 紹統も石城県訓導、瓊州府学教授などを長くつとめているものの、官僚としての実績には欠けていた。

麻洲街の黄氏からは、明代に2名の挙人が出ているのみである（『県志』選挙表）。

以上の他、光緒年間（1875～1908）に7名黄姓の挙人が出ているが、（県城）東門人、北門人などとなっており、おそらく黄佐の一族とは別の、清中期以降他所から遷居してきた人々であろう。

## 李氏

李鴻標「氏族志初稿」（『中山文献』）によると、香山県の李氏諸宗族のうち最も早く入県したのは麻洲李氏、次いで小欖の泰寧李氏（本稿（中）参照）であった。その他の李氏の多くは

明末清初に新会から移住して来たもので、県城内外に聚住する李氏には、麻洲李氏・恆美李氏・紫里李氏・西門李氏の4宗族があったという。

#### 麻洲李氏

麻洲は県城南門外に位置する街の名で、この一族は李桂窓を始遷祖とし、南宋末に南雄から遷来した。丁口数7000人を擁する大族である。『県志』選挙表で「南門人」とある李姓の科挙合格者を拾うと、拳人が道光～同治期(1821～1874)に3名、光緒年間(1875～1908)に3名の計6名、武拳人が同治年間(1862～1874)に1名出ている。<sup>(44)</sup>

#### 恆美李氏

恆美は良字都(県城西郊)にある村の名で、この一族は李松崗を始遷祖とし、元末に新会県の荷塘村から遷来し、清初康熙年間(1662～1722)に商売のため隆都に遷居した。恆美・沙涌(良字都)、涌辺・涌頭(隆都=県城西郊)などの各村に聚居しており、民国『統志』、氏族では、「涌辺李族」「丁口約共一千二百余人」としている。「恆美人」「沙涌人」と付記された拳人が明清を通じて3名いる。

#### 紫里李氏

紫里は県城北門外にある街の名で、李華京を始遷祖とし、康熙三年(1664)に新会県の潮連村から遷来した。丁口数1000人。「北門人」「紫里人」とある李姓の科挙合格者を拾うと、拳人が清代順治年間(1644～1661)に1名、乾隆～嘉慶期(1736～1820)に2名、道光年間(1821～1850)に1名、光緒年間(1875～1908)に2名の計6名、武拳人が雍正年間(1723～1735)に1名、乾隆年間(1736～1795)に1名の計2名出ている。

#### 西門李氏

この李氏には『香山西門岐陽李氏家譜』(不分巻、民国六年・1917の序を付す)があるが、抄本1冊のみの簡単なもので、宗支譜等を欠いている。この『家譜』の序に、

(石軒公)於 前清康熙二十五年、貿易来香、没葬岐山之陽。子賁巖公遂家于邑之西門、占籍香山隆都三図五甲戸籍。厥後四伝至我曾祖学坡公、家業日隆、……越至于今伝世十代、爲時僅二百三十年、丁口之蕃、簪纓之衆、資財之富、舍小欖李族外、邑中各宗未有倫比。

とある。即ち、石軒が康熙二十五年(1686)に商売のため香山に来て岐山の南に葬られた。その子 賁巖が県城西門に家をなし、香山隆都三図五甲に戸籍を開いた。その4代後というから、乾隆期(18世紀)に家業隆盛となり、石軒から10代を経た民国初年(20世紀初)には族人が多いこと、紳士を多く擁すること、資財の裕かさなどのすべての点において、県内李姓のなかでは小欖李氏に次ぐ繁栄を誇っていた、という。ただし、民国『統志』、氏族には、「自石軒祖至今歴九代、丁口三百六十余人、登賢書七人、列五貢八人、遊膠庠者四十七人……籍貫隆都三図五甲」とあり、丁口数はさほど多くない。<sup>(45)</sup>

以上、李姓4宗族のなかでは、定住時期が古く・丁口数・科挙合格者数が比較的多いという点で、麻洲李氏が優勢であったとみてよいが、進士は一人も出ておらず、圧倒的優位とまではいえない。

#### 楊氏

民国『統志』、氏族には、楊元規を始遷祖とし、南宋紹興年間(1131～1162)に県城の南に定住したという楊氏一族が挙がっている。丁口数は2000人。この楊氏には、『南関楊氏族譜』

(光緒二十五年・1899重修)がある。『族譜』によると、偉準(号元規)が香山に居を定め、仲玉(字昂常,号匪石,歳貢)が分支して隆都の申明亭に遷居、紹宣(字昂彝)の子孫が「世家南関」とある。元末の飢饉に際して、仲玉は紹宣とともに穀五千余石を供出したという。『南関楊氏族譜』が包括する範囲は紹宣の子孫である。南関楊氏は9世で長房・三房・四房・六房の4支房(二房・五房は消滅)に分支した。始祖大宗祠を正統四年(1439)、県城に設立、嘉靖二十一年(1542)の重修に際しては、黄佐が扁額に「敦睦」と題している。道光『県志』の「南門外勸簽值事」に楊姓の名はみえず、「簽助」計68名中に楊姓が5名みえるのみである。

明清を通して進士は出ていない。拳人が明代に3名、清代順治～雍正期(1644～1735)に4名(内1名は恭常都翠微村籍)、乾隆年間(1736～1795)・道光年間(1821～1850)・光緒年間(1875～1908)に各1名で、計10名、武進士が明代に維漸(字達吉・見川,六房)・遇春(字紹復・峻岡,長房)の2名、同治年間(1862～1874)に②樹嘉(字彦宏,号侶棠,四房)・殿璋(字奉階,六房)の2名で、計4名、武拳人は明代に5名、道光～同治期(1821～1874)に6名で、計11名出ている。これら科挙合格者の房別分布をみると、確認し得た限りでは、拳人は三房・四房・六房に比較的均等に分布しており、武進士・武拳人は六房から多く出ている。拳人は明清を通して計10名出ているが、康熙十七年(1678)の拳人 瓚(字鳴度,六房)が浙江宣平県知県に任じた以外、知県以上の官職にはついていないようである。

以上により南関楊氏は、元末民初(14世紀)、すでに県城の有力宗族として定着しており、科挙合格者も継続的に出しているが、高官経験者はなく、また、科挙合格者も明代と清初に多く、清代乾隆以降は僅かである。道光～同治期に武拳人を多く出しているが、ことから、おそらく清中期(18世紀中葉)以降は、県城の政治勢力としてはかなり後退していたものと推測される。

仲玉を房祖として分支した隆都申明亭の楊氏からは進士が乾隆58年(1793)及第の楊汝任1名、拳人が順治～雍正期(1644～1735)に2名、光緒年間(1875～1908)に2名で、計4名、武進士が道光二十年(1840)の楊幟標・光緒六年(1880)の楊鴻安の計2名、武拳人が同治年間(1862～1874)に1名、光緒年間(1875～1908)に2名で、計3名出ている。しかし申明亭楊氏ただ一人の進士楊汝任も、内閣中書を授かった後間もなく帰郷、隆都に龍山書院を倡建、嘉慶七年(1802)の「会匪」鎮圧に尽力し、「五十余郷頼以安堵」<sup>(46)</sup>とあり、隆都の有力な郷紳としての活動にほぼ終始したようである。隆都は58ヵ村から成る。

ところで『郷土志』巻七、氏族に

鄙諺有劉・黄・鄭、殺人不用償之語、揆之情理、必無是事、不過極形其族之富且強耳。如谿角・如長洲・如谷都三郷、聚族尤盛。

とあり、谿角の劉氏・長洲の黄氏・谷都三郷の鄭氏が最も富強を誇っていた、という。

谿角(隆都山谿角)の劉氏は、宋代に始遷祖劉汝賢が香山県に遷来、その六代後から隆都山谿角を中心に県城周辺に聚居していた。民国『続志』、氏族に「現歴二十七代、丁口万余人」とある。この劉氏からは、進士が乾隆十六年(1751)及第の劉上台1名、拳人が明代に1名、順治～雍正期(1644～1735)に1名、乾隆～嘉慶期(1736～1820)に7名、道光～同治期

(1821~1874)に3名で、計12名、武進士が嘉慶四年(1799)の劉大観・同治元年(1862)の劉其昌・光緒九年(1883)の劉鸞鏘の計3名、武拳人が同治年間(1862~1874)に2名、光緒年間(1875~1908)に1名の計3名出ている。道光『県志』「隆都採訪勸簽値事」6名中、劉氏が2名、楊氏が1名、「簽助」計146名中、劉氏が49名、楊氏が24名を占めていることからみても、隆都の筆頭宗族は劉氏で、上記申明亭楊氏がこれに次いでいたようである。

長洲(良字都)の黄氏は、良字都で明清を通じて継続的に、最も多く科挙合格者を出している宗族である。長洲黄氏は、進士が道光九年(1829)の黄朝輔・光緒二年(1876)の黄輝齡の2名、拳人が明代に1名、順治~雍正期(1644~1735)に1名、乾隆~嘉慶期(1736~1820)に2名、道光~同治期(1821~1874)に1名、光緒年間(1875~1908)に2名で、計7名、武進士が光緒年間に黄保全・黄鼎元・黄紹鼎の3名、武拳人が順治~雍正期に1名、道光~同治期に1名、光緒年間に2名で、計4名出ている。道光『県志』刊行に際しても、良字都の中で員山・長溪と並んで別に長洲は一つの単位を構成しているが、「長洲採訪勸簽値事」3名、「簽助」36名の全員が黄姓で占められている。良字都は37ヵ村から成っており、うち員山・張溪・長洲の3村に有力宗族が集中、とりわけ長洲は黄氏一族が聚居して強大な勢力を誇っていたようである。黄氏は、始遷祖黄献(字文憲、号敬齋)が南宋末に福建福州から香山長洲に遷居、5世祖以後7大房に分支した、という。<sup>(47)</sup> 民国『統志』、氏族には、「丁口約万余人」とある。

良字都では、道光二年(1822)に曾望顔(員山人)が良字都始まって以来最初の進士となって以後、道光六年(1826)に鄭応仁、道光九年に黄朝輔(前出)、咸豊十年(1860)に黎翔(張溪人)、同治七年(1868)に黎淞慶(張溪人)、光緒二年(1876)に黄輝齡(前出)の計6名が進士に及第している。谷都三郷の鄭氏は、つぎに述べる西山派鄭氏で、後に谷字都の項でとりあげる。上記『郷土志』にいう劉・黄・鄭3氏はいずれも県城郊外の隆都・良字都・あるいは県城からやや離れた谷字都に居住する宗族であって、県城に城居する宗族ではないという点に注目しておきたい。

## 鄭氏

香山県の鄭氏には i) 蓮塘鄭、ii) 西山鄭、iii) 義門鄭の3派があり、蓮塘派は福建莆田県から、西山派は福建興化府から、義門派は浙江金華浦江県から、いずれも宋代に広東に遷居したという。蓮塘派と西山派はともに南湖鄭と称しているが、香山県への始遷祖を異にしており、居住地も蓮塘派は県城近辺に居住していたようで、仁良都(県城)南湖の鄭とも称している。蓮塘は県城北門外にある街の名である。西山派は橋頭・烏石・平嵐・雍陌(以上谷字都、雍陌を除く3村を谷都三郷と称した)・南屏(恭常都)などに散っており、谷都南湖の鄭、或いは三郷鄭とも称している。<sup>(48)</sup> 義門派鄭氏の本拠地は得能都の濠頭と隆都の龐頭で、県城にも一部の族人が居住していた。つまり県城に居住する鄭氏は蓮塘鄭氏と義門鄭氏の一部である。

## 蓮塘鄭氏

民国『統志』、氏族によると、鄭芑を始遷祖とし、宋代に福建莆田県から香山県に遷居し、蓮塘に卜居した、という。「現歴二十八代、分居城内東里・深巷、厚興街・基辺・張溪(以上良字都)、東丁(?)、庫涌(得能都)、沙溪(隆都)等处、丁口七千余人」とあり、県城周辺

の各地に散居していたようである。『県志』選挙志に、「蓮塘人」とある鄭氏を拾うと、明代に挙人が5名出ている。清代に入ると、「蓮塘人」の鄭氏は乾隆年間（1736～1795）の挙人1名のみである。しかし上記の蓮塘鄭氏の居住地名から「良都人」「基辺人」「厚興人」と付記された鄭氏を蓮塘鄭氏の族人と推定して拾いあげてみると、進士では道光六年（1826）に鄭応仁1名、挙人では乾隆年間（1736～1795）に1名、道光～同治期（1821～1874）に2名、光緒年間（1875～1908）に1名の計4名出ている。仮にこれらすべてが蓮塘鄭氏の族人だとすると、明清を通して進士1名、挙人が計10名出ていることになる。唯一人の進士鄭応仁は署広西永寧州知州で終わっている。同様に武進士は道光二十七年（1847）に鄭奉璋1名、武挙人は明代に1名、康熙年間（1662～1722）に1名、光緒年間（1875～1908）に1名の計3名である。科挙合格者は確定し得ないものの、上述の通り蓮塘鄭氏の丁口数は7000人で、県城では麻洲李氏と並ぶ勢力を有していたと推測される。

### 義門鄭氏

義門鄭氏には『義門鄭氏家譜』（光緒十五年・1889重修，李鴻章が序を寄せている）がある。これによると，賢を入伝の始祖とし，繼文が香山に定居，8世で奇（字または号万四）・廷実（字または号万五）の2房に分かれ，万四房は龐頭村（隆都）に定住，万五房は9世～10世で西亭（錢山ともいう，隆都）・大鰲溪・濠頭（ともに得能都）の3支房に分支した。即ち，義門鄭氏は隆都（県城西郊）の龐頭房・西亭房，得能都（県城東郊）の鰲溪房・濠頭房の計4大房に分かれている。民国『統志』，氏族には，

（仁良都義門鄭族）支分兩房，居分四鄉，丁口將及万人。大祠在城東北蓮塘街，曰知郡祠（賢が広州郡守）。

（隆都龐頭義門鄭族）歴伝勤儉積徳，人材輩出，遂爲隆都衣冠望族。其子孫之在郷者，多業農圃。近則經商外埠，頗称殷厚。而易齋祖祠独在城南，子孫亦多居附城，科名仕宦尤盛，……合計城郷丁口約千余人。

とあり，また，『郷土志』巻七，氏族に，

得都義門鄭族……現三十伝，支分四派，丁口万余。居邑城者，閥閥尤盛。

とあり，4大房のうち，隆都の龐頭房と得能都の濠頭房が優勢であった。民国『統志』，氏族の記述では，龐頭房の羽振りの良さが強調されているが，多くの人材を輩出した点では，濠頭房が勝っていた。始祖賢を祀る大宗祠は県城蓮塘街に，龐頭房の房祖万四の祖祠は龐頭村にあるが，濠頭房の房祖宗栄を祀る祖祠は省城にある。また，龐頭房の祖祠は，引用文中にある易齋祖祠（濱の号が易齋，光緒十四年重修）を含めて2祖祠が県城にある他は，万四祖祠を含めて10祖祠が龐頭村にあるのに対して，濠頭房は，仲篋（号松岡）以下6人の祖祠が県城に，綸綱二祖祠以下計16祖祠が濠頭村にある。科挙合格者についてみても，『家譜』に基づいて確認し得た限りでは，龐頭房からは進士は出でおらず，挙人が康熙二十年（1681）に啓馨，同治九年（1870）に②希僑（『県志』選挙志では「南門人」）の2名のみであるのに対し，濠頭房からは進士が崇禎十年（1637）に一岳（字于賡，号東巖），乾隆四十六年（1781）に応元（字文川）の2名，挙人が，清代順治～雍定期（1644～1735）に2名，乾隆～嘉慶期（1736～1820）に3名，道光～同治期（1821～1874）に2名，光緒年間（1875～1908）に4名の計11名，武進士が光緒二年（1876）の④慶忠（字燕朝，号佩泉）1名，武挙人が咸豊年

間(1851~1861)に1名、光緒年間に2名の計3名出ている。なお、『家譜』によって濠頭房もしくは龐頭房族人であることを確認し得た鄭氏について、その籍貫を、『県志』選挙志では道光期以後、「城内人」「(県城)南門人」などと記している場合が多い。たとえば、②藻如(字志翔、号予軒または玉軒)は「濠頭人」となっているが、その子④汝澄(字贊猷)は「城内人」となっている。②藻如とともに『族譜』に「重修族譜記」を記している②希僑(字錫蕃、同治九年・1870挙人、龐頭房)も「南門人」となっている。おそらく道光~咸豊期(1821~1861)以降、一部の族人が県城に定住するようになったのであろう。

以上により義門鄭氏濠頭房が、明末に進士一岳を出して以来、ほぼ継続的に科挙合格者を輩出してきたことを知りうる。

義門鄭氏の生業・事蹟を『家譜』巻二十七、列伝及び民国『統志』巻十一、列伝によって拾い上げてみると、一岳の曾祖父鐘(字以和、号甘泉)について「勤儉治家、晩年田庄広置」とあり、また、17世・18世の伝に「為積貯以広蒸嘗」「克勤克儉、広置田庄」「勤儉治家、家道日起」(『家譜』巻二十七、列伝)といった記述が目につく。17世・18世は清初の時期にあたる。21世~23世(道光~同治期・1821~1874)になると、郷紳として活躍する者も現れる。①廷棣(字常蔭、貢生、戸部河南司主事、濠頭房)は、道光年間(1821~1850)、県学の修復費用1000余兩を兄①廷松とともに提供し、さらに、曾望顔とともに北京に会館を購入した。後述する鄭藻如の父②迺康(字晋蕃、号直卿)について、

少学賈、数奇恆折越而人之逋欠亦甚巨、公慨然曰、彼貧故負債耳、追之傷情、拳簿籍尽燬之、有孟嘗焚券之風。咸豊初、粵西盜起流踞金陵、海内騷動、粵東且岌岌、我邑之東為鄉九十有余、水陸袤延、各数十里、濠頭居其要衝。歳癸丑大車郷林孝廉謙倡辦東郷団練、互相守望、公竭力賛成之。(『家譜』巻二十七、列伝)

とあり、商業で富をなしたようである。癸丑は咸豊三年(1853)、太平天国軍が南京を占領した年である。濠頭村は香山県城の東90余カ村の要衝に位置しており、県城の東に位置する得能・四字・大字の3都所属の村を合わせると90カ村になる。四字都大車の林謙(後出)が「東郷団練」を倡辦したのに応えて団練結成に尽力した。ほかにも②威慎(字敬儀、号凝軒、濠頭房)について「及壯以勤儉起家、由俊秀報捐職銜……咸豊四年、紅匪迭擾、公復慨然倡義備器械資捍禦、藉保無虞、此皆公之力也」(『家譜』巻二十七、列伝)とあり、②逵鴻(字用儀、号春衢、濠頭房)について「時林孝廉謙結大車各郷倡義拒賊、与公互為犄角、賊勢遂弛、東南晏然」(『家譜』巻二十七、列伝)とあるように、咸豊四年(1854)の天地会反乱では、鎮圧に力を尽くした。

②培垣(字樹藩、号侶屏、咸豊十一年拔貢、長楽学教諭)についても、

為邑紳十余年、邑令下車皆折節焉。与邑諸公襄辦局務所、解紛积訟、創立美举如印金局等事、嘉惠一邑者、指不勝屈。(『家譜』巻二十七、列伝)

邑中未立印金局之先、学官需索進庠印金、士林苦之。培垣聞南海・順徳諸邑倡捐公款設局代給、慨然曰此大善举也。遂与当局劉固堂諸人倡其事。其籌勸捐議、善後先後、函稟主稿、培垣之力尤多。(民国『統志』巻十一、列伝)

とあり、「邑紳」たること十余年、局務を襄辦し、紛争を解決するなどのほか、新生員が県学の教官に納める印金の負担を代弁するため、印金局を創立するのに大きな功績があった。

②藻如は咸豊元年(1851)の挙人で、『家譜』編纂者の一人であり、子④汝澄(字贊猷)と

甥②汝熙（字彦猷）もそれぞれ光緒十五年（1889）と光緒二十三年（1897）の拳人である。③藻如は、天地会反乱に際し、「……邑人震恐，惟（邱）才穎（知県）与（何）賛清等座局籌画拒守不爲動。是夜東郷紳士林謙・鄭藻如等督援勇馳至，連營於東門外」（光緒『県志』巻二十二，紀事，括弧内は引用者が加筆）とあるように，林謙とともにいち早く練勇を率いて県城防衛にはせ参じた。その後，兩江總督曾國藩の招聘をうけて上海に赴き，洋務派が設立した江南製造總局を総辦すること十年余，直隸總督兼北洋通商大臣の任にあった李鴻章の厚い信頼を得て天津の津海關道に任せられ，外交・通商・稅務・海防など各方面で李鴻章の片腕として洋務事業の重要な一翼を担った。さらに李鴻章の推薦でアメリカ・スペイン・ペルー三国大臣に任命され，華僑排斥事件ではアメリカ政府に抗議，賠償をかちとった。<sup>(49)</sup>

道光『県志』の「得能都採訪勸簽值事」4名中2名が，「簽助」11姓73名中53名が鄭姓であり，得能都における鄭一族の圧倒的優位がうかがえる。

以上により，香山県のばあい，明代以来県城に居を定め，清代後期に至るまで県城を地盤に突出した支配力を振るった巨大宗族は存在せず，定住の歴史が古く，丁口数が多く，科挙合格者も多い優勢な宗族は周辺の良字都・隆都・得能都に聚居していたことが判明した。

#### （4）谷字都・四字都・大字都

この地域は，県城（石岐）の東南30～60里に位置し，谷字都は平嵐を中心に平野にめぐまれていたため<sup>(50)</sup>早くから農地の開発が進み，立県時，県城建設をめぐって平嵐・橋頭に建設を主張する鄭廷拳・廷輔兄弟ら谷字都の紳士・郷民と石岐（の紳士ら）が争ったという。<sup>(51)</sup>聚落が早く形成されたのは平嵐・雍陌・烏石・鴉岡などであった。

民国『統志』，氏族には谷字都の宗族が計32拳がっているが，宋代に定住し，丁口数10000人を擁する鄭氏が他を圧している。この鄭氏が前述した西山派鄭氏で，垂十（号菊叟）を香山谷字都への始遷祖とし「分支烏石・平嵐・南屏・雍陌，丁口約万余人」とある。

科挙合格者についてみると，谷字都からは進士は明清を通して1名も出ていない。拳人は，明代に3名（鄭姓2名，容姓1名），清代乾隆～嘉慶期（1736～1820）に5名（方姓2名，容姓・鄭姓・黃姓各1名），道光～同治期（1821～1874）に2名（共に鄭姓），光緒年間（1875～1908）に7名（鄭姓4名，張姓2名，麦姓1名），武進士は，同治二年（1863）に鄭奉標，光緒二十五年（1899）に鄭繼光の2名，武拳人は，咸豐元年（1851）に鄭姓1名のみである。各時期を通して継続的に科挙合格者を出しているのは鄭姓で，この鄭姓はすべて谷字都の烏石・橋頭・平嵐・雍陌のいずれかを原籍としており，上記西山派鄭氏の一族であると推定される。<sup>(52)</sup>

『盛世危言』の作者で実業家の鄭觀応（本名官応，字正翔，号陶斎・居易・杞憂生・俯鶴山人）は雍陌村の出身であり，西山派鄭氏の族人と推定される。鄭觀応の父文瑞（字啓華，号秀峰）は生員身分すら有していなかったようであるが，「家学」を継承し，長期にわたり村塾の教師をつとめるかたわら，水利・橋梁・義倉などの公益事業には常に参画していた，というから，谷字都の巨大宗族鄭氏の一員として，下層士人ながら雍陌村では尊重されていたのであろう。觀応ははじめ科挙受験を志したが家庭はさほど裕福ではなく，父の命もあって，「書を棄て賈を学ぶ」ことになり，17歳で上海に赴いて商業に従事，宝順洋行の買弁となり，後，李鴻

章に認められて上海機器織布局、輪船招商局、開平鋁務局、漢陽鉄廠などの設立、運営に携わった。<sup>(53)</sup>

鄭氏を除く谷字都の各姓についてみると、挙人は微々たる数であり継続性もほとんどない。道光『県志』の刊行資金寄付者をみると、「谷字都東山書院」として、「採訪勸簽値事」に附貢鄭烈以下鄭姓5名と黃姓1名、「簽助」に鄭姓9名、張姓6名、毛姓4名など計7姓、25名。「谷字都桂山書院」として、「採訪勸簽値事」に挙人鄭梁以下鄭姓4名と容姓1名、「簽助」に鄭姓26名及び鄭氏の祠堂名3、陳姓6名、李姓5名など計12姓50名が挙がっている。以上により、谷字都における西山派鄭氏の圧倒的優位がうかがえる。

しかしこの優位も清末にはゆらいできたようで、『鄭雲西祖房族譜』巻一、序説、「遷居南屏記」に次のような記述がある。

而家道漸昌，忽於 同治七年戊辰，有地痞三五人，糾合谷都十八鄉，堅在桂山書院側創建衆姓義祠，惟不許鄭姓人與。蓋欲借此聯合衆力，與鄭為難也。三鄉鄭知其狡謀竭力阻撓，理論不已，繼而官訴，官訴不已，繼而械鬪。……

即ち同治七年(1868)、谷字都の18カ村(谷字都は40カ村からなる)が連合して桂山書院の傍らに「衆姓義祠」を設立し、鄭姓の族人のみを排除した、というのである。三郷(谷字都の橋頭・烏石・平嵐3カ村)の鄭氏は一致してこれに対抗し、官に訴え、さらには械鬪に発展した。これがもとで鄭氏の一部は南屏(恭常都)に遷居したのである。

四字都・大字都については、民国『統志』、氏族の四字都の項に計35宗族挙がっているが、丁口数が最も多いのは濠涌の嚴氏で1300人、宋代に移住、ついで大車の林氏で1000人、元末明初(移住後25代)の頃に移住してきている。その他はいずれも丁口数600人未満の小宗族である。大字都の項には、南萌の程氏、涌口の黎氏、左歩頭の袁氏、崖口・平山の譚氏の4宗族しか挙がっておらず、この4姓の中では、丁口数5400人で、宋代に大字都に定住した程氏が丁口数、定住時期の古さともに一位であり、丁口数2600人で、明前期(移住後23代)に定住した譚氏がこれに次いでいる。黎氏と袁氏は丁口数30人と60人にすぎない。

科挙合格者についてみると、四字都・大字都からも進士は1名も出ておらず、挙人が、明代に6名(林姓3、嚴姓・許姓・黎姓各1名)、清代乾隆~嘉慶期(1736~1820)に2名(簡姓・侯姓各1名)、道光~同治期(1821~1874)に3名(林姓・簡姓・黎姓各1名)、光緒年間(1875~1908)に8名(譚姓2、黎姓・李姓・陳姓・陸姓・歐姓・許姓各1名)の計19名、武進士が咸豐六年(1856)の陸朝安、同治十年(1871)の林廷英、光緒二十一年(1895)の阮頌堯の計3名、武挙人は同治十二年(1873)の譚姓1名のみである。明代に3名の挙人を出している林姓は、四字都林屋辺の林姓で、民国『統志』、氏族によると宋代に福建莆田県から遷来し、「現歴二十代丁口約四百余人」とあるから、民国期まで林屋辺に定住していたようであるが、清代には科挙合格者は1名も出ていない。道光~同治期(1821~1874)の林姓の挙人1名は四字都大車の林謙(後出)で、林屋辺の林姓とは別宗である。四字都・大字都以注目すべきは、光緒年間にはいって挙人の数がやや増加し、その多くがそれまで挙人を出していなかった族姓であるという点であろう。

道光『県志』の刊行資金寄付者についてみると、「四大都採訪勸簽値事」には、「挙人林謙、廩生嚴文英、生員程以誠、生員譚談」の4名が挙がっており、「簽助」には程姓17名、譚姓9名、嚴姓8名、李姓5名、林姓・陸姓・許姓・阮姓・陳姓各3名など、計15姓64名が名を連ね

ている。

以上により、大字都には程氏という有力宗族が聚居しており、科挙合格者は皆無ながら四字都・大字都レベルの地域社会に大きな影響力を有していたと推測される。程氏には『程氏族譜』(民国十三年・1924重修)がある。程氏は、師孟(号正誼)を広東への始遷祖とし、南宋初に大字都に定住したとしており、民国『続志』、氏族に「現歴三十代丁口五千四百人」とある。『族譜』では、柏が香山寨塩場の官となり、「子孫遂家香山南萌郷」(巻八、世伝)とある。『族譜』巻首、図籍・十排姓氏、によれば、大字都一図の六甲(程宏謙戸)・八甲(程郊戸)・十甲(程元昭戸)、同二図の一甲(程位戸)・九甲(程泰戸)の計5甲を程姓がしめている。大字都は明清を通して図数は2。(54)

大字都の墟市は、明清を通して南萌墟ただ1墟のみであり(本稿(上)表3参照)、その南萌墟について 泮(字聖啓、号我魯、万曆二年~天啓元年・1574~1621)の伝に「識時務多蓄積、尤有治生之術……時置南萌墟咸藉其力」(55)とあり、程泮が南萌墟設立の中心となったことがわかる。⑤以誠(字可行、号心齋、乾隆三十八年~道光十九年・1773~1839、生員)は雲衢書院の財政を確立するために、濠涌の敵会海・崖口の譚談らとともに知県彭昭麟(嘉慶九年・1804任)に働きかけるなどして大いに貢献し、「士林徳之」という(56)。同じく⑤有庸(字毓兆、号崑壁、乾隆三十年~道光二十七年・1765~1847、国学生)の伝に、省城に宗祠を設立し科挙応試者の宿泊所としたが、営業がなかった。そこで毓兆(⑤有庸)に「生殖」を委ね、毓兆は十余年間かけて「積資数千金」、ついに嘗田を購入、時祭から赴試に至るまでの各種費用がまかなえるようになった、とある(57)。

程氏は雍正十一年(1733)に大宗祠を大字都内に設立しているが、咸豊七年(1857)には、県城南門外に書室を購入し、始祖から四世祖までを祀り、「赴試肄業輸糧等公務寓所」とした(58)。

咸豊五年(1855)頃から程氏と「土豪」葉氏・「土悪」曾氏との間で墓地をめぐる抗争がおこり、族長の④文元と⑤集行らが県城に赴き控訴した。葉氏は「邑鉅紳」曾望顔の子捷翔に賄を送って後盾としたので、族長らは巡撫・按察司・広州知府らに上控、抗争は光緒八年(1882)まで続いてようやく和解に至り、合約を結んで落ち着いた(59)。

程氏族人の生業について『族譜』はほとんど記していないが、巻二十六、「五修譜経費紀略」(光緒八年・1882、⑥材新記)に、道光末年(1850)、カリフォルニアに金鉱が開けると、「我族人相率而往者不下五六百輩焉」とあり、『族譜』編纂資金の工面をめぐって、

且族人現外出營生者甚多、使具柬付往各埠沿簽、可約得白金千兩、再將郷中田産按畝均収、人口計丁捐助、更可得白金千余兩。

とあることから、土地経営と国外への出稼ぎが族人の収入の柱であったと推測される。⑥材新自身も咸豊初年、初めてサンフランシスコに赴いて以後、度々、郷里との間を往復しており、光緒元年(1875)には「……適予為金山生理被人侵蝕、迫要前往」とあることから、手広く商売を営んでいたものと想像される。

なお、孫文は大字都翠亨村の出身であるが、黄彦氏の調査によれば、兄孫眉が程名桂の家の長工となり、同治十年(1871)、名桂についてホノルルに行っており、孫文自身も南萌圩の均安當舖の老板程華五と親しく、帰郷するたびに當舖に一泊したり、南萌郷の程北海と合資して県城に薬局を開いたりしていたといい、孫文一家と程一族との交流が深かったことが指摘されている。(60)名桂については、上記「五修譜経費紀略」に「名桂兄由檀香山到埠置貨晤語時…

…」とあり、郷里に土地を有し長工を雇う一方、ホノルルで商売に従事していたようである。華五と北海については『族譜』中に該当者を探し当てることができなかった。

#### (5) 恭常都・黄梁都・黄旗都

恭常都は県東南部の辺境に位置し、黄梁都と並んで県城から最も遠くにある。澳門(本来の名称は濠鏡)は、明清時代、恭常都に属していた。立県当初人々は塩業と漁業を主な生業としており、宋朝は前山の東北に香山場(金斗塩場)を設けた。明朝もこれを引き継いだ。その後しだいに泥沙の堆積が進み、「隣邑豪宦」が沙田造成のため基堤を築いて潮流を妨げた結果、正統年間(1436~1449)になると香山場は「塩漏無収」となり、知県但啓元(万暦四十二年・1614任)の尽力もあって、天啓五年(1625)、場官場課を廃して県の徴解に帰した。<sup>(61)</sup>塩場は三竈・高欄(黄梁都)などに移った。前山・上柵・下柵(恭常都)などの塩田もしだいに潮田に変わり、万暦年間(1573~1620)になると香山場は全く塩を生産しなくなり、商人が他所で塩を買って竈丁に南萌・平嵐などに売りに行かせた、という。<sup>(62)</sup>乾隆三年(1738)に一時期香山場を復活させたが、同五十五年(1790)裁汰した。

民国『統志』、氏族には、恭常都の宗族が計27挙がっている。明前期までに定住し、丁口数が比較的多いのは、翠微村の呉氏(始遷祖得成)・韋氏、北山村の楊氏、唐家村の唐氏、山場村の呉氏(始遷祖学士)・鮑氏、南屏村の容氏等であるが、いずれも丁口数2000人~1000人前後の中規模の宗族である。科挙合格者については、進士が乾隆十三年(1748)に盧文起(上柵人)、<sup>(63)</sup>道光三年(1823)に鮑俊(香山場人)、同治七年(1868)に呉応揚(翠微人)、光緒十二年・二十年(1886・1894)に劉学詢(古鶴人)・呉志韶(山場人)の計5名、挙人は明代に2名(鄧姓・邱姓)、順治~雍正期(1644~1735)に6名(霍姓2名、郭姓・楊姓・黄姓・鄭姓各1名)、乾隆~嘉慶期(1736~1820)に8名(鄭姓・趙姓各2名、余姓・呉姓・鄧姓・梁姓各1名)道光~同治期(1821~1874)に8名(呉姓3名、卓姓2名、唐姓・容姓・鮑姓各1名)、光緒年間(1875~1908)に24名(陳姓4名、唐姓3名、呉姓・盛姓・梁姓・楊姓・鄧姓各2名、鄭姓・蕭姓・韋姓・張姓・容姓・卓姓・鮑姓各1名)の計48名、武進士が嘉慶二十四年(1819)の楊朝安(北山人)1名のみ、武挙人が順治~雍正期(1644~1735)の2名(ともに霍姓)、乾隆~嘉慶期(1736~1820)の1名(呉姓)、道光~同治期(1821~1874)の3名(韋姓・呉姓・唐姓各1名)の計6名出ている。

ところで、『容氏譜牒』(民国十八年・1929重修)巻十六、「十排攷」および『韋氏族譜』(民国二十六年・1937重修)巻十二、「十排考」に次のような記述がある。

明洪武初、於下恭常地方設立塩場。竈排二十戸竈甲数十戸、分爲上下二柵、名曰香山場。詳令築塘煮塩、上供国課、下通民用、其利甚溥。二十戸者、上柵一甲郭振開・二甲黄万寿・三甲楊先義・四甲譚彦成・五甲韋万祥・六甲容紹基・七甲呉仲賢・八甲容添德・九甲楊素略・十甲鮑文真、下柵一甲徐法義・二甲劉廷琚・三甲譚本源・四甲林仲・五甲呉在德・六甲鮑祖標・七甲張開勝・八甲黄永泰・九甲呉輿載・十甲盧民庶、各戸皆恭常諸郷之立籍祖也。合上下柵統名十排、相呼曰排親。即在山場村内建立城隍廟、爲十排報賽聚會之所、享其利者亦有年。

即ち、明初、下恭常地方(恭常都南部)に塩場(香山場塩課司の管轄)を設け、住民を里甲制

に基づいて、上柵・下柵各10戸で計20の戸（甲）に編成し塩業に従事させた。20戸の戸名は、上柵一甲が郭振開、同二甲が黄万寿等々で、これらの戸名は、恭常都各村の「立籍祖」=それぞれの村に戸籍を開いた祖先の名であり、但し戸名と始遷祖の名（字・号を含めて）は一致しない、20戸は互いに「排親」と呼びあい、山場村内に城隍廟を建立して報祭・集会の場所にした、というのである。この記述に続けてその後、塩務が廃れて虚税が残り竈民が苦しんでいたのを知県但啓元に救われ、恩に報いるため翠微村の西に「但公祠」を建立したこと、長沙墟を設立したこと等を述べ、さらに、

将所入之銀、計年分戸輸収、析二十戸而四分之、五年一直、周而復始、当直之年、均其銀於四戸、除完納國課及賽神經費外、戸各歸其銀於太祖。

と記している。20戸をひらいて5戸ずつに四分し、5年に一度輪番で（長沙墟の）墟税の徴収にあたること、墟税収入のうちから国課と城隍廟の賽神経費を支出した残りは各戸の太祖（大宗祠）の収入とすること、などをとりきめたという。なお、長沙墟は、明末から清末に至るまで恭常都南部唯一の墟であり続けた（北部唯一の墟が下柵墟）が、「十排攷」によると、「初開時貿易頗旺」であったが、まもなく「邑豪紳」にその税を奪われ、「十排人」が訴訟をおこそうとすると、「邑豪紳」は「無庸、但十排人有登科者、即当歸趙」といった。その後郭以治（翠微人、上記上柵一甲郭振開の子孫であろう）が康熙四十四年（1705）、拳人に合格すると（郭以治は十排出身の最初の科挙合格者。武科挙では乾隆五十三年（1788）の武拳人吳応元・翠微人が最初）、「邑豪紳」はことばどおり墟税を返してきたという。「十排攷」は、

迄今数百年来、欲尋当日煮塩故迹、故老鮮有能指其處者、而十排遺業則固歷久常存、年々賽神戸々食德、亦恭都内一勝事也。

と結んでいる。

恭常都では明初以来清末に至るまで、山場村の城隍廟を中心に「竈戸」による「十排」の宗族間結合が維持され、この結合を支える物質的基礎には長沙墟の墟税収入があてられた。「十排」に含まれるのは、郭・黄（2戸）・楊（2戸）・譚（2戸）・韋・容（2戸）・吳（3戸）・鮑（2戸）・徐・劉・林・張・盧の13姓、20戸で、複数の戸（総戸=納糧戸）を有する姓が6姓ある。民国『続志』、氏族には、明前期までに恭常都に移住、定着した宗族が計14挙がっているが、翠微村の吳氏（始遷祖得成）と山場村の吳氏（始遷祖學士）の同姓異宗の2宗族が挙がっている吳姓を除き、始遷祖を異にする同姓異宗の宗族はない。したがって吳姓3戸には、翠微村の吳氏と山場村の吳氏が含まれているのではないかと推測されるが、その他の黄姓・楊姓・譚姓・容姓・鮑姓の各2戸はすべて同一宗族の2支房と考えられる。このうち楊姓2戸については、『郷土志』巻七、氏族に、「恭都北山郷楊族、始祖泗儒。……分兩支、現伝二十四代、丁口一千七百余。一爲素略戸、一爲先義戸、同聚處郷中」とあり、上柵三甲楊先義戸と同九甲楊素略戸とは泗儒を共通の始祖とする同一宗族の支房の戸名であることが確認できる。

道光『県志』刊行資金寄付者についてみると、「上恭常金山書院」として「採訪勸僉値事」に拳人梁尚拳以下黄姓2名、卓姓・唐姓各1名、「僉助」計12姓56名中、黄姓・唐姓が各10名、盧姓7名がこれに次ぎ、「下恭常鳳池書院」として「採訪勸僉値事」に吳姓3名、楊姓1名、「僉助」計7姓47名中、吳姓が23名で最多、韋姓・鄭姓各7名がこれに次ぎ、「下恭常鳳山書院」として「採訪勸僉値事」に、拳人容駿以下容姓2名、楊姓・吳姓など計7名、「僉助」計32姓

135名中、楊姓24名、呉姓10名、容姓9名、鮑姓・張姓各8名などとなっている。

以上により、恭常都には、圧倒的勢力を誇る巨大宗族は存在せず、やや優勢な黄氏・唐氏を中心とした金山書院グループ、翠微村の呉氏を中心とした鳳池書院グループ、北山村の楊氏を中心とした鳳山書院グループがあり、この3グループをふまえてこれら中小宗族は「排親」としての結合を維持していた、といえる。

次に、族譜を披見することができた翠微韋氏・翠微呉氏・南屏容氏・北嶺徐氏についてみておきたい。4氏とも明前期までに恭常都に遷居しており、十排を構成する13姓中に含まれている韋(上柵五甲韋万祥戸)・呉(上柵七甲呉仲賢戸・下柵五甲呉在徳戸・同九甲呉興載戸のいずれか1~2戸)・容(上柵六甲容紹基戸・同八甲容添徳戸)・徐(下柵一甲徐法義戸)の各姓であるとみてよい。

### 翠微韋氏

『韋氏族譜』(民国二十六年・1937重修)によれば、始祖 播が南雄から山場(香山場)に至り、始遷祖 慕皋(諱方寿)が明初に山場から翠微に遷居した。慕皋の墓を族人は里正公墓とよんでおり、『族譜』巻一、家譜世伝、第六世里正慕皋公の条に、

幼聘翠微梁氏、既長家于梁、遂居翠微、置産業二頃余。明洪武四年、初造黄冊、隨田立竈籍……………公始立籍、立籍祖多称里正。(洪武四年は十四年の十が欠落したものか)

とある。7世で長房・二房・三房の3支房に分支したが、二房が最も繁栄した。丁口数は1100人。科挙合格者は、拳人が光緒十一年(1885)の<sup>㉑</sup>韋佩瓊(字勲廷、二房)1名、武拳人が道光八年(1828)の 韋允升(字東暄、二房)1名のみである。

韋氏の生業・事蹟を『族譜』世伝によって辿ると、 匡贊(字允成、号鳳山)について「公承先裕後、産業日増、三子十孫家皆饒足」(巻四、二房第十世)、 必達(号慕雲)について「中歳勤儉成家、頗立産業」(巻四、二房第十五世)、 邦球(字 綬、号怡山)について「晩年勤儉之餘、頗置家業」(同前)などとある。10世~15世は、明中期から清初の頃で、恭常都でも沙田造成が始まり塩田の潮田への変貌が進んでいた時期である。 匡贊・ 必達・ 邦球らは、この流れに沿って沙田を獲得したのであろう。一方、 士俊(字 喜、号晴川、国学生)について「少貧、及壯經商澳門、頗有餘積」(巻十、三房第十五世)、 定珍(字文顯、号雪霽)について「小孤貧、既長經商夷澳、家道日豊」(巻四、二房第十六世)とあり、17世・18世(ほぼ乾隆年間・18世紀に重なる)の族人についても、「公生長澳門、居奇善賈、頗有餘資」(巻十、三房第十七世)、「公少従父在澳經商、年二十与弟同心協力積金数万、丕振家声」(巻五、二房第十八世)、「従事貿易、胆略過人、居奇貨殖、日益丕大、置産業、建棟宇」(同前)、「恢宏祖父遺業、置田十有餘頃」(同前)などとあり、澳門での商売に成功し田地を拡大したことがうかがえる。20世・21世(道光~光緒期・19世紀)になると、韋氏族人の活動範囲は上海・漢口まで広がる。 華国(字魯錫、号文圃)は上海の外国銀行に雇われて出納を任せられ、「持籌握算會計必当、孕息日増日広、西商徳之」(巻七、二房第二十世)とある。 尚文(字魯報、号紫封)は、漢口で茶商として活動、湖広総督張之洞が創立した「絲麻沙布四局」(湖北繅絲局・製麻局・紡紗局・織布廠のことか)の経理を担当した。『族譜』『世伝』は、「而以茶商富雄、当時允推公爲巨擘」と記している(巻十一、三房第二十世)。<sup>㉒</sup>楠輝(字勲鴻、号羽遠)は、上海で絲茶貿易に従事、「西人争購之」とある。しかし、<sup>㉑</sup>楠輝の志は貨殖にはなく、太

平天国の反乱に際して「遂棄商投効水營」,同郷の上海道台吳健彰(後出)に傭兵隊の指揮を委ねられ、鎮江・上海の防衛戦で活躍した、という(巻八、二房第二十一世)。なお、韋氏でただ一人の武拳人である 允升(字東暄、号輝垣)について『族譜』世伝に、アヘン戦争の際、兩広總督祁墳の諭を奉じ郷兵数千を募集して出陣を待ったが、和議が成って以後郷里に退き、「授技於里中諸少年」とあり(巻六、二房第十九世)、引退後、郷里と一族を外敵から防衛するべく、「里中」=同族の若者たちに武芸を教えた、という。ここに宗族にとって武拳人がはたした役割の一面を見いだすことができる。

以上みたように、韋氏には、清初以降澳門・上海・漢口などで商業に従事し致富した例が多いようである。

### 翠微吳氏

『延陵吳氏族譜』(民国二十七年・1938刊)によると、始遷祖 得成が山場に遷居し、後、翠微に定住した。用宜が明洪武初に「香山塩場百夫長」となり、その子の代即ち10世で4支房に分かれ、三房が圧倒的に繁栄した。翠微村に聚居しているほか、前山・山場・唐家(恭常都)、平嵐・鴉岡(谷字都)などの各村にも散居している。丁口数は2000余人。広州同順行の行商から捐納によって官界に入り、上海道台兼江海關監督となった吳健彰は三房の24世孫である。

『族譜』巻一、用宜(字永積)の伝に、

洞達時務，家計日興，增置産業。明洪武初年，朝廷罷除塩場官職，仍於 甯戸内選衆所推服者，充百夫長，以署場事。<sup>(64)</sup>

とあり、用宜は、塩場の官吏に替わって甯戸を率いる立場にあったようである。

その後の吳氏の沿革について、『族譜』の記事は乏しいが、僅かな記述を拾うと、嘉瑞(字公万)について「棄儒業賈」(巻七、三房仲和公裔十九世)、<sup>②③</sup>国才(字命臣)について「厥後勤勞貿易，創基立業，以裕後人」(巻六、二房二十三世)、<sup>②④</sup>際交(字仰泰，健彰叔父)について「幼出經商」(巻八、三房仲和公裔二十三世)とあり、<sup>②⑤</sup>健彰(諱天顯，号道甫)については「比長涉獵詩書，旋從事賈，業操奇計，贏積資累万，……」(巻九、三房仲和公裔二十四世)とある。これらの記述は、吳氏の蓄財の主たる源泉が商業にあったことをうかがわせる。吳健彰は帰郷後、宗祠の修築・族譜の重修を行い、大宗祠の祠産として困田2頃余を供出したほか、街道を石路に変え、困田5頃余を購入して義倉を設立するなど、その財力を活かして一族と村のために貢献している。

### 南屏容氏

南屏は旧名沙尾と称し、現在は珠海市に属している。『容氏族牒』(民国十八年・1929重修)によると容氏は、始遷祖 六二(諱若，始祖 沙の9世孫)が宋末に新会荷塘から香山南屏に徙居したとし、六二の子 光祖(諱万七)の子の代即ち11世で兆一房から兆八房まで8支房に分かれている。丁口数は1000余人<sup>(65)</sup>。うち、兆一房と兆六房、とりわけ兆六房が突出して丁口数が多い。科挙合格者は、拳人が乾隆五十一年(1786)の<sup>②⑥</sup>倫(字叙庭，兆二房、『県志』選挙志では谷字都烏石人)、道光八年(1827)の<sup>②⑦</sup>駿(字配文，兆四房)、光緒十七年(1891)の<sup>②⑧</sup>鵬翔(字麟儀，兆一房)の3名出ている。上述の通り、容姓は、「鳳山書院」の「採訪勸

僉値事」11名中の2名、「僉助」では楊姓24名、呉姓10名について9名をしめている。容氏は、恭常都の地域社会では、呉姓と並んで楊姓に次ぐ位置にあったといえる。

『西学東漸記』の著者容闳(字達萌、号純甫)は兆六房25世孫である。容闳は、少年時代澳門のモリソン・スクールで学び、道光二十七年(1847)19歳で米国にわたり、イエール大学に入学、米国に帰化、同大学を卒業した。帰国後上海海関の通訳や洋行の書記などをつとめ、咸豊十年(1860)太平天国の首都南京に赴いて洪仁玕に面会、7項目から成る建議を行った。しかし結局太平天国には与せず、曾国藩のもとに投じて、アメリカからの武器購入に尽力したり、最初の清朝派遣留学生を率いて渡米するなど洋務派として活動、後、变法運動にも参加した。容闳の家庭の状況について、『譜牒』には、「家貧……未幾父歿、家益困、嘗小販助兄以養母」とある。容闳の自伝『西学東漸記』によれば、容闳の兄は正規の伝統的儒学の学校に在籍していた、というが、容闳が12歳の時父親が亡くなり、その後、兄は魚を捕りに行き、容闳自身は落ち穂拾いなどをしてどうにか暮らしをたてることができた、というから、経済的には、下層に属していたといえよう。容闳は中国人最初の留学生としてイエール大学を卒業するという、時代の先端を行く人生を踏み出しながら、中国の近代化という夢を太平天国、洋務派、变法派に次々と託そうとしていずれも失敗に終わる。上述した呉健彰のように蓄財に成功して故郷に錦を飾ることもなく、アメリカで世を去った。<sup>(66)</sup>

#### 北嶺徐氏

『香山徐氏宗譜』(光緒八年・1882増修)によると徐氏は、始遷祖 延祚が宋代に香山県に遷居、広達が雍陌を経て後の前山寨に定住した。前山寨は、澳門に住み着いたポルトガル人対策のため、明朝が嘉靖年間(1522~1566)に寨を設けて官兵を駐留させたものである。広達の次子 観成が前山から別れて北嶺に分居した。科挙合格者は明清を通して一名も出ていない。民国『統志』、氏族に丁口数の記載はない。徐氏一族の生業に関しては、『宗譜』巻八、翰墨志に、

吾徐氏自観成公以下起家塩筴託迹鄉閭、習於躬耕、以恒農爲旧業、去而居貨、亦服賈以遠遊、儒林僅有数人、文苑未聞作者。

とあり、徐氏が塩業から身をおこしたこと、後、農耕を恒業とし、遠方に赴いて商売に携わった者もいたが、読書人はほとんど出ていないこと、を記している。道光『県志』刊行資金寄付者についてみても、徐姓は「鳳山書院」の「僉助」に3名みえるのみである。これらのことから徐氏一族は、恭常都における中層から下層の宗族であったと推測される。

清末の実業家徐潤(諱以璋、字潤立又名潤、号雨之、別号愚齋)は北嶺徐氏の17世孫である。徐潤は、咸豊二年(1852)15歳で叔父について上海に赴き、宝順洋行に徒弟として入り絲茶の業務を学んだ。31歳で独立して茶棧を経営したが、やがて李鴻章に招かれ盛宣懐とともに輪船招商局会弁に任命された。その後、李鴻章の依頼で鉱山開発事業を推進、さらに同文書局を開設、シャツ靴下工場を創設するなど企業家として活躍した。<sup>(67)</sup>

黄梁都は県西南部の辺境に位置し、香山県立県以前は新会県に属していた地域である。民国『統志』、氏族には46宗族挙がっているが、清中期=乾隆・嘉慶期に移住してきた宗族が多い。墟市も乾隆『県志』編纂時まで、斗門墟1墟のみであったのが、光緒『県志』編纂時には、7

墟に増えている。(本稿(上)参照)

丁口数が多く、移住時期も比較的古い宗族は、明前期に定住、丁口数5600人を有する乾霧村の梁氏、ついで、明前期に定住、丁口数3500人の南門郷の趙氏、明前期に移住、丁口数3400人の小濠涌村の鄭氏、明前期に移住、丁口数3000人の荔枝山の黄氏、明後期に移住、丁口数4000人の南山の陳氏、と続き、その他は丁口数1000人に満たない小規模な宗族がほとんどである。

科挙合格者についてみると、進士は明代に趙時縱・黄鑰の2名、雍正十一年(1733)に梁景程、同治元年(1862)に黄槐森、光緒二十九年(1903)に趙克猷の計5名、拳人は明代に3名(すべて梁姓)、清代順治~雍正期(1644~1735)に3名(鄭姓2名、梁姓1名)、乾隆~嘉慶期(1736~1820)に8名(梁姓3名、黄姓・趙姓各2名、陳姓1名)、道光~同治期(1821~1874)に6名(黄姓3名、趙姓2名、陳姓1名)、光緒年間(1875~1908)に2名(ともに趙姓)の計22名、武進士が同治十年(1871)に鄭瑞龍、光緒年間(1875~1908)に趙時光・趙念祖・趙錫栄・梁鴻洸・鄭恩栄の5名で計6名、武拳人が明代に1名(黄姓)、乾隆~嘉慶期(1736~1820)に2名(陳姓・梁姓各1名)、道光~同治期(1821~1874)に3名(趙姓・張姓・梁姓各1名)、光緒年間(1875~1908)に9名(趙姓6名、鄭姓3名)の計15名出ている。

科挙合格者(進士~武拳人の合計数)を多く出しているのは、趙姓・梁姓・黄姓・鄭姓の4姓である。趙姓は南門郷人9名、大・小赤坎人4名、村籍の記載がない者5名、梁姓は、乾霧人9名、村籍の記載がない者2名、黄姓は荔枝山人6名、村籍の記載がない者2名、鄭姓は小濠涌人6名、斗門人1名、このほかに南山人の陳姓が3名、馬山村人の張姓が1名となっている。

以上から、黄梁都における有力宗族は、南門郷の趙氏・乾霧村の梁氏・荔枝山の黄氏・小濠涌村の鄭氏であったといえる。道光『県志』刊行に際しても、「黄梁都天衢書院」として「採訪勸簽値事」2名中の1名が梁氏、1名が鄭氏、「黄梁都澄瀾書院」として「採訪勸簽値事」3名中の2名が趙氏、1名が黄氏であることからみて、黄梁都における地域社会の秩序はほぼこの4宗族を中心に維持されていたものと考えられる。<sup>(68)</sup>

黄旗都は、県城の東北部にあり、その大部分は東海十六沙の沙田によって占められている。北部の大黃圃・小黃圃・潭洲などを除き、村落の形成は遅れ、明末清初期(16~17世紀)には5カ村のみであったが、乾隆~嘉慶期(18世紀初~19世紀初)に多くの村落が成立した。墟市も乾隆『県志』編纂時までは皆無であったが、道光『県志』編纂時には南鎮市・崗頭市の2市が生まれている。

民国『続志』、氏族には、黄旗都の宗族が40拳がっているが、大部分は明後期以降に移住してきている。宗族の規模も小さく、黄旗都最大の宗族は、明前期に大黃圃に移住した丁口数1100人の王氏である。

科挙合格者についてみると、進士は明代に馬駟(古鎮人)・袁三接(海洲人)の2名、清代同治六年(1867)に何守謐、光緒三年・十二年(1877・1886)に陳泰階・何文耀の3名で計5名、拳人は明代に6名(鄧姓3名、林姓・蒲姓・何姓各1名、内鄧姓3名と蒲姓1名は古鎮人)、清代康熙年間(1662~1722)に2名(欧姓・麦姓、欧姓は海洲人)、乾隆~嘉慶期(1736~1820)に4名(王姓2名、何姓・劉姓各1名)、道光年間(1821~1850)に3名(陳

姓2名、孔姓1名)、光緒年間(1875~1908)に5名(孔姓2名、陳姓・謝姓・馮姓各1名)の計20名、武進士は明清を通して出ておらず、武拳人は康熙年間(1662~1722)に1名(何姓)、乾隆~嘉慶期(1736~1820)に2名(韓姓・何姓各1名)、道光~同治期(1821~1874)に6名(何姓4、潘姓・関姓各1名)、光緒年間(1875~1908)に1名(麦姓)の計10名、となっている。

科挙合格者を比較的多く出しているのは何姓である。何姓には、洵を始祖とし丁口数700人の何氏と、日承を始祖とし丁口数100人の何氏があり ともに大黃圃郷、この何氏はおそらく前者であろうと推測されるが、確認はできない。「大小黄圃潭洲郷採訪勸簽値事」には翁姓・王姓・劉姓3名の名があり、「簽助」計121名中、何氏は21名、陳氏が16名、王氏が13名と続く。いずれにしても黄旗都には格別に抜きんでた有力宗族は存在しなかったことが明らかである。

以上大欖都・県城をはじめ県内各都の宗族と郷紳についてみてきたところをここでまとめておきたい。

大欖都は史料の面で比較的恵まれていたため、他の地域より詳細に検討することができた。大欖都のばあい要するに、西海十八沙の沙田を経済的基盤とし、地域社会の秩序は、何氏十郎派を頂点とする有力4宗族を中核として、その周囲に中小宗族の合同組織があり、その下に零細弱小の宗族が多数存在するという構成で維持されていた。圧倒的優位にあった何氏十郎派の地域社会に対する支配力は、沙田経営と商業活動で蓄積した財力の上に、多数の郷紳・武郷紳を輩出し、官職経験者を擁することによってささえられていた。

県城には、丁口数7000人をかかえる麻洲李氏や蓮塘鄭氏などの大宗族が定着していたが、県城籍の進士は明代に4名出て以後途絶えており、同治二年(1863)になって漸く黄桂丹(工部主事)が、光緒六年・十二年(1880・1886)に汪文炳(吏部主事、浙江錢塘県知県等)・張丕基(直隸司員外郎、会試同考官等)が及第するという状況で、大欖都の何氏に相当するような突出した支配力を有する強大な宗族は存在しなかった。これに対し、県城周辺の隆都には、乾隆十六年(1751)に進士劉上台(四川通江県知県)を出したほか、明清を通じて拳人計12名を出し、丁口数「万余人」の劉氏が、良字都には、道光九年(1829)の黄朝輔(湖南酃県知県)・光緒二年(1876)の黄輝齡(湖南試用知県)と2名の進士を出し、拳人を計7名出している丁口数「万余人」の黄氏が、得能都にも、崇禎十年(1637)の鄭一岳(吏部文選司主事)・乾隆四十六年(1781)の鄭応元(内閣中書、三通館纂修兼総校官)と2名の進士を出し、拳人計10名を出している「丁口万余」の鄭氏がそれぞれ盤踞していた。なお、良字都からは黄氏2名の他、道光二年(1822)以降に4名の進士を出している。その中で最高位に上ったのが曾望顔(字瞻孔、号卓如、太常寺少卿、内閣侍読学士、福建布政使、陝西巡撫、署四川総督)である。

県城と周縁の中間地帯にあたる谷字都・四字都・大字都からは、進士は1名も出していないが、谷字都では、「丁口約万余人」の西山派鄭氏が圧倒的勢力をほこっていた。鄭鶴応はこの西山派鄭氏の一員とみられる。しかし、立県以来谷字都の地域社会に深く根をおろし屹立してきたこの巨大宗族に対して、清末には谷字都40ヵ村の約半数の村が連合し「衆姓義祠」を設立して対抗するという動きも現れた。四字都・大字都で大きな影響力を保持していたのは「丁口五千

四百人」を数える程氏で、科挙合格者は皆無ながら、清末まで四字都・大字都で唯一の墟市南萌墟を制していたと推測され、海外に出て成功、族譜の編纂に貢献するような人材も多数生まれていた。大字都でも清末には程氏と「土豪」「土悪」との抗争が起こっている。四字都には巨大宗族はなく、「郷賢」林謙を生んだ大車の林氏<sup>(69)</sup>は、丁口数1000人の中規模宗族で、挙人は明清を通じて林謙ただ一人である。四字都・大字都でも光緒年間に入って、それまで科挙合格者を出していなかった宗族から相当数の挙人が出るようになった。

圏域の周縁に位置する恭常都・黄梁都・黄旗都のうち、恭常都には巨大宗族はなく、竈戸に起源を有する十排による13姓20戸の宗族間結合が、明初以来清末にいたるまで、山場村の城隍廟を中心に維持されていた。これら13姓のなかには上海道台呉健彰の一族翠微呉氏、上海で絲茶貿易に従事、太平天国の反乱に際して呉健彰から傭兵隊の指揮を委ねられ、鎮江・上海防衛戦で活躍した韋楠輝が属する翠微韋氏、曾国藩のもとで洋務派として活動した容闕が属する南屏容氏、李鴻章のもとで実業家として活躍した徐潤が属する北嶺徐氏などが含まれる。恭常都で特徴的なことは、光緒期(1875~1908)に各姓の挙人が急増していることである(本稿(上)参照)。黄梁都にも巨大宗族は存在せず、清中期以降移住してきた宗族が多い。清末に墟の数が急増していることからみて、清中期以降における商業の発展がうかがえるが、明代から定住していた有力4宗族によって、道光『県志』刊行にあたってみられたような「自治」がおこなわれていたものと推測される。黄旗都は、宗族の規模が小さく、領域の大部分をしめる東海十六沙の沙田は隣県順徳県の郷紳集団に抑えられていた。

## おわりに

香山県では、道光七年(1827)に唐士鯤(字鵬万、嘉慶十九年・1814歳貢、恭常都唐家村人)が倡議して、大欖都を除く9都(黄旗都のみは村単位になっている)と圏域の諸宗族が資金を供出して崇義祠が設立された。祠内には、大欖都を除く全県の諸宗族の祖先達 始遷祖と支房の支祖等 計60姓293名の牌位が安置されていた。牌位を安置することは林謙の発議であるという(「林谷若先生創爲入牌位聯義会之挙」。崇義祠の祠産は、当初4頃弱であったが、民国『統志』編纂時には、畝田を中心に70頃近くに上っている。これらの畝田は、青鶴湾(黄梁都所属)の屯坦の払い下げを受けて造成されたのが始まりで、その後しだいに周囲の新生沙坦にも畝田が造成されていったようである。「祠之進款以青鶴湾田租爲大宗、歲收租銀一万七千九百余兩。祠爲各姓之公祠、産爲各姓之私産」とあり、崇義祠の主要な収入は青鶴湾の沙田の田租で、年間17000余兩(民国『統志』編纂時)に上った。崇義祠設立の目的は、「爲士子課文及郷会試卷金公車費紅金而設」とある。即ち科挙受験者の勉学と郷試・会試に必要な費用を資金面で支援することであった。科挙受験者のための公産としてはこの他同治六年(1867)、「邑紳」黄棟梁(咸豐元年・1851挙人、黄梁都荔枝山人)、鄭培垣(咸豐十一年・1861拔貢、義門鄭氏族、前出)等が印金局を設け、田産約11頃を置いている。印金局の場合も大欖都と隆都とは印金局には加わらず、「自行籌備、不与其列」と民国『統志』に記されている。<sup>(70)</sup>

清代、珠江デルタ地帯は、江南デルタ地帯について富裕な地域であったが、珠江デルタのなかでは南海・番禺・順徳の3県が政治的、文化的に抜きんでた先進県であり、香山県は東莞・新会とならんでその後塵を拝する形であった。このことは、清朝一代の翰林官の数が、南海県

48名、番禺県46名、順徳県46名に対し、香山県10名、東莞県9名、新会県8名であるという一事に象徴的に現れている。<sup>(71)</sup>清代、香山県城からは同治二年(1863)に至るまで、一名の進士も出ていない。本稿(上)でのべたように、香山県では乾隆年間(1736~1795)以降、科挙受験のための教育機関としての側面をもつ書院が各都にあいついで創設された。そこには全県士人達の、政治的、文化的後進県からの脱却の願いが込められていたのであろう。書院は、また、いくつかの都では『県志』刊行のための取材と募金の単位にもなっていることから、士人を結集する拠点になったことがうかがえる。崇義祠は、祠内に牌位が安置されている300名近い祖先達の子孫のうち、応試者のみが祠産収入から援助を受けるものであり、より多くの科挙受験者と合格者を送り出すための物質的保障となるものであった。崇義祠が果たしたもう一つの重要な機能は、全県の宗族を連合するという点である。崇義祠は全県諸宗族のいわば「聯族祠」であった。しかし、崇義祠に祖先を奉祀できなかった弱小宗族も少なくなかったであろう。一方、1宗族で1名の始遷祖と数名の支房の祖等を祀っているケースも多く、最も多くの牌位を有しているのは、鄭姓の18名を筆頭に、黄姓14名、劉姓13名、呉姓12名と続く「産爲各姓之私産」とあるから、おそらく牌位数に応じて租銀の配分が行われたとみられ、富裕な支房の子孫は2倍、3倍の巻金・公車費・紅金を受領することができたであろう。宗族連合といっても、富裕な宗族に有利な仕組みになっていた。また、上述の通り、最も富裕な大欖都はひとり崇義祠に加わらず、別に梯雲義学を設立、34姓、135名の牌位を奉祀している。大欖都は何氏十郎派の圧倒的優位のもとで有力4宗族を中核とした「自治」が行われており、咸豊四年(1854)の天地会反乱に際しても、知県邱才穎が兵勇を差し向けて小欖を守らせようとしたところ、「欖人以守卡有備、歸其船」(光緒『県志』巻二十二、紀事)と、加勢を断ったという。香山県内の最先進地帯大欖都は、独立独歩の割拠路線をとっており、県城は大欖都の財力・人材を吸収して全県の経済的・政治的力量を高めることができなかったのである。

ところで崇義祠・印金局の設立を主導したのは、恭常都唐家村の歳貢唐士鯤と黄梁都荔枝山の拳人黄棟梁であった。恭常都も黄梁都も香山県では周縁地帯に属し、巨大宗族は存在しない。恭常都唐家村の唐氏は、民国『続志』、氏族によれば、明前期までに唐家村に遷居し(移住後25世代)、清末民初期の丁口数1800人の中規模宗族であるが、道光元年(1821)に初めて拳人1名を出して以後、光緒年間(1875~1908)に3名の拳人を出している<sup>(72)</sup>。なお、前述した恭常都の「十排」13姓の中に唐姓は含まれていない。明初にはまだ単独では甲を結成しえなかったものか、あるいは「竈排」が結成された洪武十四年(1381)より後に移住してきたものであろう。黄梁都荔枝山の黄氏も、明前期までに当地に遷居(移住後25世代)、丁口数3000人というから中の上クラスの規模の宗族で、乾隆五十七年(1792)に初めての拳人を出して以後、咸豊元年(1851)に2名(内1名が黄棟梁)の拳人を、同治元年(1862)に進士黄槐森を出している。即ち唐氏も黄氏も周縁地帯の中規模の宗族で清中期以降興隆してきたとみられる宗族なのである。

また、崇義祠内に県内各宗族の祖先の牌位を祀ることによって宗族間の連帯を実現しようとした四字都大車の林謙(字徳光、道光八年・1828拳人)は、天地会反乱に際しては、「義門鄭氏」の項で述べたように、鄭氏濠頭房の達鴻・藻如らとともに練勇を督率して県城東南部の防衛に尽くした。その一方、凶差による税糧徴収上の弊害を改めるための改革案を提出している。片山剛氏の研究によれば、香山県では、乾隆四年(1739)に地丁銀が実施され丁銀が消滅した

後も、凶差（各甲＝各宗族ないし宗族の支房から税糧を徴収する県衙門の衙役）が「大当銀」を不当に強要したため、貧しい甲（宗族）では実質的な「丁銀」負担が存続し、貧しい甲と裕かな甲との間に人丁一人あたり、及び単位面積あたりの負担の不均等が生じていた。この問題を解決しようとして林謙は改革案を提出したのであるが、改革案の根本にある林謙の考えは、科派・割り当ての対象を土地に一本化し、かつ、単位面積あたりの負担を均等にすること、であったという。<sup>(73)</sup> 林謙のこの改革案は貧しい宗族を救済するものといえる。「林謙文選」<sup>(74)</sup>によれば、林謙の一族は道光二十三年（1843）、値年の甲に当たり凶差に200兩もの大当銀を納める羽目となって、はじめて林謙がこの問題に正面からとりくむことになった。「且今時各戸有多至数百頃者、有少僅数畝者……計兩都四図四十戸、約税三百余頃……」とあるから、1戸で数百頃を擁する大戸＝大宗族がある一方、林謙が属する四字都は、「兩都四図」即ち四字都と大字都各2図の計4図40戸をすべて合わせても300余頃にしかならなかつたのである。林謙自身、丁口数1000人、拳人は明清を通じて林謙ただ一人という、いわば平凡な中小宗族の一員であり、林謙自身もみずから「寒族」と称している。林謙は道光二十三年（1843）、知県陸孫鼎に大当銀の廃止を求める公呈文を提出した。この公呈文は、「闔邑公呈」となっているものの、「直隸試用知県林謙廩貢生吳景濂等呈……」とあって、代表としては林謙と吳景濂<sup>(75)</sup>2名の名が挙がっているにすぎない。多くの郷紳たち、とりわけ有力宗族に属する郷紳たちは林謙の働きかけに冷淡だったのではあるまいか。だからこそ知県陸孫鼎は「猶予未決」という態度をとった。しかし、たまたま太常寺少卿曾望顔が福建布政使の任を解かれて帰郷した。そこで林謙は曾望顔に請願し、曾望顔の尽力で知県は漸く改革を決断、「其弊遂除」ということになったのである。<sup>(76)</sup> 曾望顔が属する良字都員山（員峯）の曾氏は曾望顔以外には拳人以上の科挙合格者を出しておらず、道光『県志』「員山張溪採訪勸簽值事」にも曾姓の名はなく、「簽助」に曾姓では、曾望顔がただ一人翰林院編修の肩書きで名を出しているのみである。曾望顔の父富業は、生員で、「授徒自給」とある。（光緒『県志』巻十五、列伝）民国『統志』、氏族には、「員峯曾族始祖南来、原籍順徳容奇郷、本朝始徙居員峯、現歷十三代、丁口約百余人」とあるから、清初の頃順徳県容奇郷から員峯に移ってきた比較的歴史の浅い宗族で、丁口数も100余人という寒族に属する。この点で林謙と曾望顔には共通性がある。林謙は、「寒族」出身の拳人ながら、「常抱経世志」（光緒『県志』巻十五、列伝）とある通り、道光八年（1828）に拳人及第後、知県の職を授けられたが（大挑知県分發直隸）終養を理由に帰郷、道光十一年米価が騰貴すると、朱子の法に倣って村に社倉を設けたり、道光二十七年には、四字都で唯一の墟欖辺墟に「助耕倉」を設け、「春貸秋還」即ち農民に植え付け期に金を貸し収穫期に返させるための基金を創設し、「貧民皆受其利」など、地域社会の救済・振興につとめた。また、崇義祠設立にも深く関わり、祠産として青鶴湾の屯田20頃の払い下げを受けるための資金集めに尽力した。<sup>(77)</sup> 咸豊四年の天地会反乱に際して練勇を率いて郷村防衛にあたったことは前述した通りである。大当銀廃止のための努力も経世の志を实践するこの一連の行動の中に位置づけられるものであった。林謙は官界の実職にはつかず行政経験もなかつたが、「常抱経世志」ということば通りの経世派郷紳であった。しかし、四字都レベルの地域社会では力を発揮できた林謙も知県（陸孫鼎は浙江仁和人、拳人）を動かすことは困難で、曾望顔の力を借りなければならなかつた。香山県内都レベルの地域社会の指導者にすぎない林謙が、知県を動かすには、より上位の権力を背負った高官曾望顔の権威に頼る必要があつたのである。

恭常都では、澳門・香港・上海さらには米国まで赴いて出稼ぎや商業に従事して成功した者、曾国藩、李鴻章らの洋務事業に参画、実業振興に貢献した人材などが多く生まれた。彼らはほとんどすべて科挙という正規のルートからはずれて洋務の実学を身につけ、「立身」した人々であった。また、谷字都における「衆姓義祠」の設立にみられるように、巨大宗族や旧来の有力宗族の伝統的支配が、清中期以降、新興の中小宗族によって揺るがされるという局面も現れた。崇義祠や印金局の設立を推進したのが、恭常都の唐士鯤や黄梁都の黄棟梁ら清中期以降興隆してきたとみられる周縁地帯の中規模の宗族出身者であることも同じ事柄の別の側面を表している。これらの点からみれば、地域社会の秩序は、清中期以降揺らぎ始めたようにも見える。しかし一方には、おそらく明代以来ほとんど変わらない宗族組織と恭常都にみられるような里甲制に淵源する伝統的な「排親」結合が存続している、という地域社会の実態もあった。そして外地・外国での出稼ぎや商業活動によって蓄積された資金の一部は、宗族組織の強化と科挙及第者の増加のために投入された。恭常都で光緒期に挙人の数が急増しているのは、このことを反映している。香山県は、鄭藻如、鄭觀応、容闕、徐潤ら洋務派系の実業家を多く出しているが、容闕、徐潤は香山県でも辺境の、伝統的秩序がとりわけ強く維持されていた恭常都の出身であり、彼らの欧化思想や実業家としての経験、蓄積された財力が郷里の実業振興に活かされることはなかった。唯一正規のルートで官僚となり、李鴻章の片腕となって洋務事業の一翼を担ったのが、義門鄭氏濠頭房の鄭藻如(咸豐元年・1851挙人)であった。彼は退官後、郷里濠頭村で実業振興を試みており(本稿(上)参照)、この点で林謙と同じく郷里に根をおろした経世派郷紳であり、その意味で真の洋務派郷紳であった、といえよう。

清代、香山県出身で最も高位に上った官僚は、閩浙総督何璟(道光二十七年・1847進士)と四川総督曾望顔(道光二年・1822進士)であるが、県城籍で高位の官僚となった者はなく、突出した支配力を有する巨大宗族も県城には存在しなかった。しかも何璟が属する大欖都は香山県内のいわば独立国で、香山県全体の政治力を高める上ではあまり寄与しなかったのではあるまいか。黄旗都の東海十六沙が隣県順徳県の郷紳集団に抑えられてしまったのは、県全体の後進性に加えて、全県の核となるべき県城に核が存在しなかったこと、県としての統一性が甚だしく欠けていたことなどの結果であろう。

## 註

- (39)、『中山文史』第37輯「中山邑史考」、1995、56頁
- (40)、『中山文史』第18輯「香山历代名彦选录」、1990、12頁
- (41) 黄佐については、井上徹「黄佐『秦泉郷礼』の世界——郷約保甲制に関連して——」『東洋学報』第67巻第3・4号、1986、参照。
- (42) 省城に定住するようになってから後も、応試の原籍は香山県城仁厚坊になっている。
- (43) 『黄氏家乘統編』事蹟 三郷賢遺宅記。
- (44) 南門人と明記されていなくても、父子・兄弟などの関係が記載されているものは、これに基づいて補正した部分がある。以下同じ。
- (45) 『県志』選挙表で「西門人」とある李氏は道光から同治にかけて4名の挙人、光緒期に1名の副貢しかみあたらない。
- (46) 光緒『県志』巻十四、列伝上。

- (47) 「長洲開族」『長洲鄉音』創刊号, 1983, 参照。長洲にはいまでも黄氏宗祠が残っており, 23・24世から数世代にわたる族人が聚居している, という。
- (48) 李鴻標「氏族志初稿」『中山文獻』創刊号, 1947。義門鄭氏については, 檀上寛「義門鄭氏と元末の社会」, 『東洋学報』, 第63巻3・4号, 1982, 参照。
- (49) 鄭藻如の経歴・事蹟については, 黄彦「谈谈孙中山致郑藻如书」『孙中山研究和史料编纂』广东人民出版社, 1996, 所収, に詳しい。本稿の鄭藻如に関する記述は, 黄彦氏の著作に負うところが大きい。
- (50) 『中山郭致政祖族譜』(民国二十五年の序を付す)に「平原一望, 群山四環……結廬而居者可二千戸強, 此可地乎, 平嵐郷也」とある。
- (51) 『中山文史』第37輯「中山邑史考」, 56～57頁。
- (52) 明代の拳人鄭宗維・鄭慈の2名については『鄭雲西祖房族譜』(光緒三十一年重修)により西山派鄭氏の11世孫・12世孫であることが確認された。『鄭雲西祖房族譜』は, 谷字都の平嵐・雍陌・烏石・橋頭などの各地に聚居している西山派鄭氏の支派のうち, ⑩税庇(号雲西)を支祖とする支房の族譜である。
- (53) 鄭親応については, 夏東元『鄭親応』広東人民出版社, 1995, 参照。
- (54) 程氏は4世で孔恵・孔章・孔明・孔文・孔武の5大房にわかれており, 孔恵房は更に8世で義孫・鼎英の2支に分派, 孔文房は14世で途絶えている。一図の六甲程宏謙戸は孔明房⑩教導の裔孫, 八甲程郊戸は孔武房⑩梅庄の裔孫, 十甲程元昭戸は孔恵房義孫支⑩宗謂の裔孫, 二図の一甲程位戸は孔恵房鼎英支⑩宗明の裔孫, 九甲程泰戸は孔章房⑩美孫の裔孫がそれぞれ所属している。
- (55) 『族譜』巻九, 世伝, 十九世, 孔武公後。なお嘉靖『県志』巻二, 墟市, には「南萌墟在字都, 弘治初設」とあり, 時期が若干ずれている。
- (56) 『族譜』巻十七, 世伝, 二十五世, 孔武公後及び光緒『県志』巻十五, 列伝, 程以誠の条。
- (57) 『族譜』巻十六, 世伝, 二十五世, 孔明公後。
- (58) 『族譜』巻二十六, 事蹟, 祠宇。
- (59) 『族譜』巻二十六, 事蹟, 塋墓。
- (60) 黄彦「孙中山的家庭出身和早期事迹」『孙中山研究和史料编纂』所収, を参照。  
同書に, 孫文が誕生した当時(同治五年・1866)翠亨村の村民は70戸前後で, 楊姓・陸姓など10姓からなっていた。楊・陸両姓の地主が大量の土地——それぞれ約300畝・350畝——を擁有していた, とある。
- (61) 道光『県志』巻三, 経政 塩法及び『農業志』1, 96頁。
- (62) 『農業志』1, 96頁。
- (63) 盧氏は新会県の大族, 潮連郷蘆鞭盧氏の一支派で, 蘆鞭盧氏の⑦彬(字芳松, 一字大振, 号霞山)が洪武年間に香山県に移住, その子⑧依徳(字なし)が恭常都の上柵(旧名蓮塘境)に遷居した, としており, ⑦彬を上柵盧氏の始遷祖としている。『新会潮連蘆鞭盧氏族譜』(民国三十六年・1947重修)巻八, 宗支譜・巻二十六, 雜録譜「上柵盧氏開族記」等。しかし民国『続志』, 氏族には, 上柵盧氏は挙がっていない。
- (64) 按語に, 元代広東には塩場が13所設けられ司令・司丞・管勾各1名が置かれていたが, 明史職官志には司令・司丞・百夫長が置かれたとあって管勾はないから, 旧譜にいう「朝廷罷除塩場官職」とは管勾を廃して百夫長に代えたことを指すのであろうと考証している。
- (65) 『郷土志』巻七, 氏族は「丁口共二千二百余」としている。
- (66) 容閔については, 百瀬弘訳注・坂野正高解説『西学東漸記』平凡社(東洋文庫 136), 及び『容氏譜牒』巻十五, 兆六房善公支世伝, 姜鐸「論容閔」『姜鐸文存』吉林人民出版社, 1996, 等参照。なお, 上記『西学東漸記』の百瀬氏による注(72頁)に, 容閔と徐潤, 鄭親応, 唐景星ら上海在住

の香山県出身の買弁たちとの関係が記されている。

- (67) 徐潤については『徐愚齋自叙年譜』参照。
- (68) 「僉助」の項には、梁姓6名、趙姓12名など個人の他、梁九衆戸・趙廷芳戸など、戸(同族組織)が寄付単位として多く挙がっている。
- (69) 『小鰲溪林氏族譜』によると、大車林氏は、小鰲溪(得能都)林氏の⑫翠巒が大車で「成家立室」したのが始まりである。
- (70) 崇義祠、印金局については、民国『統志』卷四、建置、壇廟・局所、道光『県志』付録「邑城仁良隆谷恭得四大八都及黄梁都三竈大小黄圃海洲古鎮曹步黄角捐建崇義祠姓名」、光緒『県志』卷十五、列伝、唐士鯤の条、及び拙稿「清代珠江下流域の沙田について」『東洋學報』第63卷第1・2号、参照。
- (71) 孫甄陶『清代広東詞林紀要』台湾商務印書館、1970。
- (72) 怡和洋行の買弁を経て輪船招商局・開平鉞務局の経営に手腕を振るった唐廷枢(号景星)は、この一族ではないかと推測される。
- (73) 本稿(上)註①に挙げた片山論文による。
- (74) 黄彦輯「林謙文選」『近代史資料』1981年第1期(総第44号)。
- (75) 呉景濂については、道光『県志』の「南門外勸僉值事」に「廩生呉景濂」の名があるから、県城に在住していたようである。
- (76) 光緒『県志』卷十五、列伝、林謙の条、及び同卷二十二、紀事、道光二十三年十二月の条。
- (77) 光緒『県志』卷十五、列伝、林謙の条、及び『林謙入祀郷賢冊』。『林謙入祀郷賢冊』によると、林謙は「本甲完糧章程」を作成し、「毎歳暮設酒集同甲父老、核計油串有欠者罰不許入座、民咸知愧、至今無欠課者」とある。

## 訂正 誤 正

(上) 12頁 表5 各都への時代別移住宗族数

坊都	宋元	明		清			不明	合計
		前期	後期	初期	中期	後期		
仁厚坊	3 4	8 9					7 6	23 24
良字都							1 2	13 14
隆 都		12 14					6 5	42 43
恭常都		7 8					1 0	
大欖都		19 26		35 36	51 55	24 26		181 195
総 計	42 43	82 93		59 60	91 95	26 28	41 39	454 471

(上) 13頁 表6 科挙合格者数分布

		明	順治 ~ 雍正	乾隆 ~ 嘉慶	道光 ~ 同治	光緒	計
仁厚坊	武拳人	5 6					46 47
隆都	拳人 武拳人			11 12	7 6		36 37 20 19
大字都	拳人					5 6	8 9
恭常都	拳人 武拳人		5 6 0 2		7 8	25 24	47 48 4 6
黄梁都	拳人			7 8			21 22
大欖都	進士 武拳人	6 5		1 2	53 52	21 22	
黄旗都	進士 拳人 武拳人	1 2	3 2 3 1				4 5 21 20 12 10

- (上) 3頁12行目 各都に一人 各図に一人  
5頁9・10行目 前山寨 前山寨  
11頁14行目 珠江三角州 珠江三角州  
" 30行目 計450余の宗族 計471の宗族  
" 35行目 大欖都の宗族数181 大欖都の宗族数195  
" " 県城(仁厚坊)の23 県城(仁厚坊)の24  
14頁4行目 大欖都が3名多い 大欖都が2名多い  
(中) 2頁5行目 南宋末に 南宋末以降に